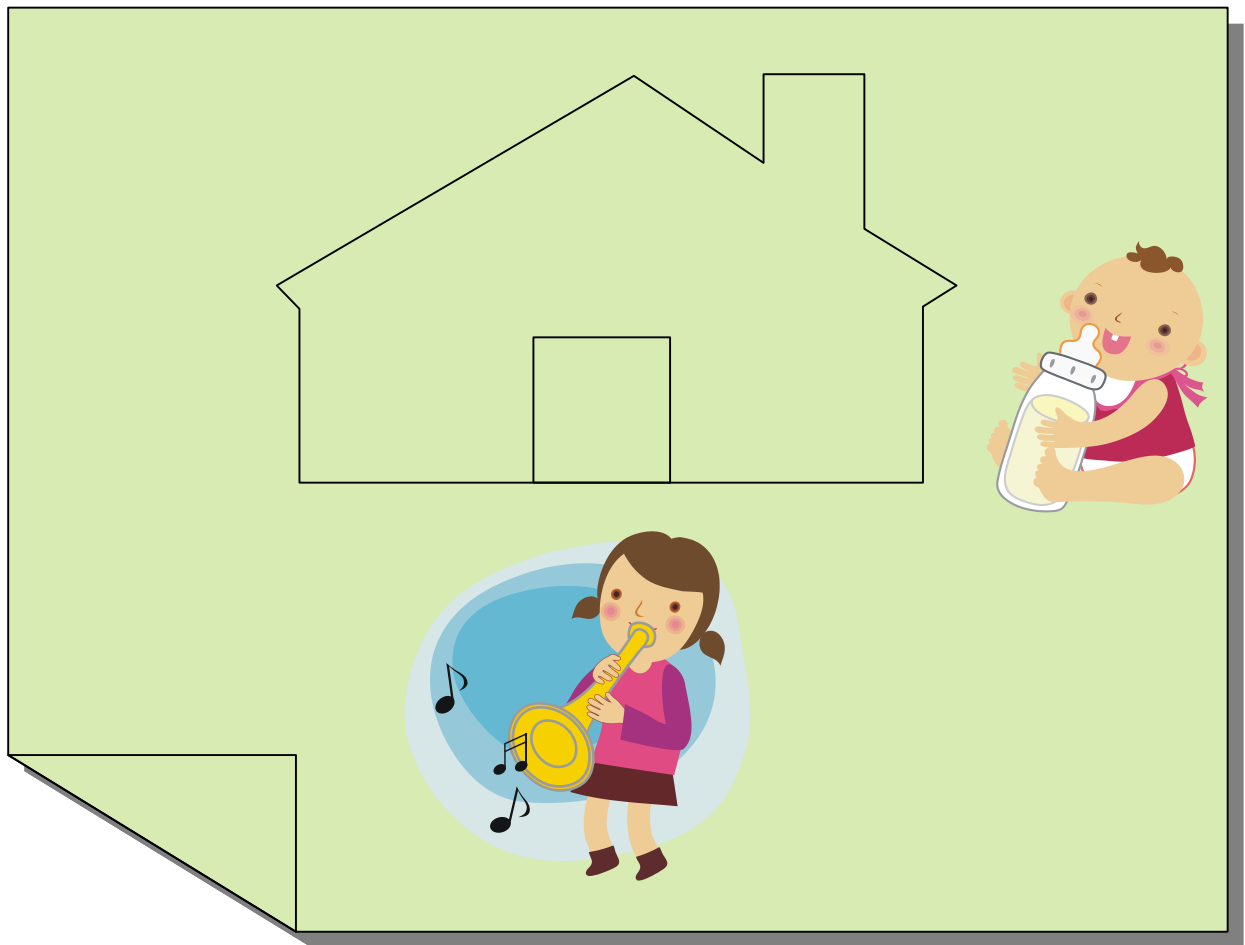


子育て支援施設の整備方針

～ 将来を見据えながら多様な需要に応じていくために ～



平成25年7月
葛飾区

目次

I 方針策定の目的

1

II 方針の位置付け及び対象

1

III 子育て支援施設を取り巻く状況

1

- 1 子育て支援施設の建築状況 1
- 2 子育て支援サービスの需要への対応 2
- 3 子育て支援施設の利用状況等 3
 - (1) 保育園の入所状況等 3
 - (2) 児童館の利用状況等 4
 - (3) 学童保育クラブの入会状況等 5
 - (4) 子ども総合センター・金町子どもセンターの相談件数等 6

IV 施設整備にあたっての基本的な考え方

7

- 1 施設整備にあたって留意すべき事項 7
 - (1) 児童数の推移等 7
 - (2) 財源の確保 8
 - (3) 公共施設の更新に関する区の方針 8
- 2 子育て支援サービスにおける官民の役割分担 8
- 3 公立施設の役割 9
 - (1) サービス水準の指標 9
 - (2) サービスを充実させるためのアンテナ 9
 - (3) 配慮を必要とする子どもと家庭への支援の充実 10

(4) 災害時等の対応の強化・支援.....	11
(5) 子育て支援機能の強化.....	11
4 効果的・効率的な施設更新.....	12

V 施設整備のイメージ

12

1 各施設における整備のイメージ.....	13
(1) 保育園.....	13
(2) 児童館.....	14
(3) 学童保育クラブ.....	14
(4) 金町子どもセンター.....	15
2 既存施設の長寿命化及びサービス拡充の取組み.....	15

VI 施設整備の進め方

16

1 整備計画の策定.....	16
2 各施設における施設整備の進め方.....	16
(1) 保育園.....	16
(2) 児童館.....	17
(3) 学童保育クラブ.....	18
(4) 金町子どもセンター.....	18

巻末資料

資料1 子育て支援施設建設年次一覧.....	19
資料2 平成24年度公立保育園在籍児童数一覧.....	20
資料3 平成23年度児童館年間利用児童数一覧.....	21
資料4 平成24年度公立学童保育クラブ入会児童数一覧.....	22
資料5 施設整備費と運営費.....	23
資料6 基幹型児童館配置図.....	24



I 方針策定の目的

葛飾区では、安心して子どもを産み育て、子どもたちが健やかに育つまち「ふるさと葛飾」の実現に向けて、平成22年4月に「葛飾区子育て支援行動計画（後期計画）」を策定し、保育所待機児童の解消や子育て家庭への支援サービスの充実に取り組んでいます。

こうしたなか、民間事業者とともにサービス提供を担ってきた公立の保育園や児童館等の子育て支援施設は今後、老朽化を迎えることとなり、建替え等に要する経費の増大が懸念されます。

経済成長が低迷するなか、子育て世代の方々に必要なサービスを今後も安定的・継続的に提供していくために、サービス提供の場である子育て支援施設における今後の整備方針をまとめました。



II 方針の位置付け及び対象

この整備方針は、「葛飾区基本計画(平成25年度～平成34年度)」に掲げる子育て支援施策、そして、20年後、30年後の子育て支援施策の展開に向けて、行財政運営の観点から、施設更新をより効果的・効率的に実施していくために策定したものです。

今後は、この方針を基本に、概ね5か年を単位として施設の整備計画や事業の充実などに取り組みますが、少子化の傾向が明らかであることから、児童数の減少による需要の変化や国・東京都の子育て支援施策の動向などを踏まえて、必要に応じて適宜見直しを行います。

また、この方針の対象施設は、老朽化の進行が懸念される公立の保育園、児童館、学童保育クラブ、金町子どもセンターとします。

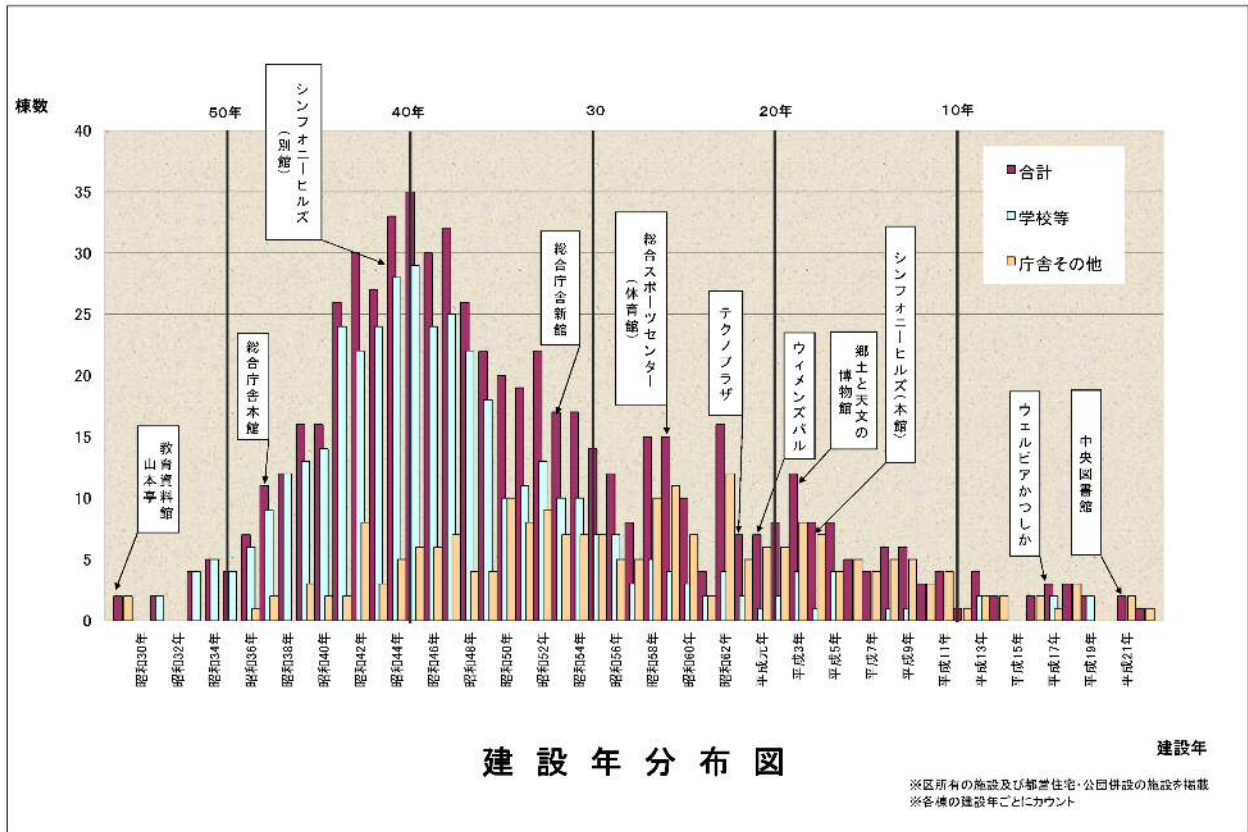


III 子育て支援施設を取り巻く状況

1 子育て支援施設の建築状況

本区の公共施設は、その多くが昭和40年代から50年代に建設されています。このため、ほぼ一斉に更新時期を迎えることとなり、現在の施設数、施設規模をこのまま維持していこうとすれば、施設更新の費用が一時期に集中して必要となります。このことは、保育園や児童館等の子育て支援施設も例外ではありません。

《公共（区有）施設の建設年分布図》



施設白書(平成23年度版)より

《子育て支援施設(公立)の建築状況》

平成24年7月1日現在

	施設数	内 訳			
		築30年以上	築20年以上 30年未満	築10年以上 20年未満	築10年未満
保育所	43	36	3		4
児童館	28	23	5		
学童保育クラブ	25	20	5		
子ども(総合)センター	2	1			1
合計	98	80	13	0	5

《子育て支援施設建設年次一覧》

◆ 巻末資料 1



2 子育て支援サービスの需要への対応

本区は、平成14年4月に「葛飾区子育て推進プラン」を策定し、児童福祉はもとより、子育て支援に関わる母子保健・教育等の施策を総合的に実施してきました。また、平成17年4月からは「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「葛飾区子育て支援行動計画(前期計画)」を定めて、子育て支援に関するニーズに応えるサービス提供や施設整備に計画的に取り組み、平成22年4月からは前期計画を継承する、後期計画を策定し、さらなる子育て支援の充実と発展に取り組んでいます。

《子育て支援行動計画(後期計画)事業実施状況(一部事業を抜粋)》

事業名	指標	21年度 (計画策定時)	23年度 (24年4月現在)	26年度 (目標年度)	23年度達成率
認可保育所	定員	8,167	8,435	8,514	99.1%
病後児保育	箇所数	2	6	7	85.7%
休日保育	箇所数	2	6	8	75.0%
学童保育クラブ	箇所数	66	78	76	102.6%
一時保育	箇所数	10	16	19	84.2%
子育てひろば	箇所数	19	25	28	89.3%

また、平成25年度から平成34年度までの10年間を計画期間とする「葛飾区基本計画」では、子育て環境の充実を重要プロジェクトのひとつとして掲げて、仕事と子育ての両立をより一層支援するため、平成25年度からの10年間で定員約1,000人分の保育施設の整備や、多様な需要への対応に取り組んでいくこととしています。

《今後の保育所等開設整備計画(予定)(一部事業を抜粋)》

事業名		25年度	26年度	27年度	28年度
認可保育所	定員	211	174	(27年度以降は、26年度に計画を策定)	
認定こども園	定員	31	21		
病児保育	箇所数	1			
学童保育クラブ	箇所数	4	1	1	1
一時保育	箇所数	3	2	2	1
子育てひろば	箇所数	4	2	2	1

3 子育て支援施設の利用状況等

(1) 保育園の入所状況等

保育園に入所申込みをしても入れない待機児童数は、保育施設の受け入れ枠を計画的に拡大してきたこともあり、平成19年度までは減少傾向でしたが、平成20年度からは増加傾向に転じています。平成21年に実施したアンケート調査(「子育て支援に関する意向調査」)では、就学前の児童のいる未就労の保護者(母親)における就労希望(将来の希望を含む)は84.5%を占めており、潜在的な保育需要が高いことも伺えます。

本区には、公設公営37園、公設民営6園、民設民営34園の認可保育園(平成24年7月1日現在)がありますが、民設民営保育園等(認証保育所を含む)の開設整備を進めてきたことから、平成17年度と平成24年度(各4月1日現在)を比較すると入所児童数は883名増えています。また、保護者の就労形態の多様化により、子どもの病気時の保育などへの対応も求められており、病後児保育や休日保育などの多様な保育サービスを提供する拠点として、公立保育園5園に民営化を導入しています。



《保育施設利用状況》

4月1日現在（単位：人）

	乳幼児人口 (0～5歳) (A)	保育施設利用児童数				待機 児童数	合 計 (B)	保育 需要率 (B/A)
		認可保育所	認証保育所	家庭福祉員	保育室			
平成17年度	22,125	7,467	127	65	10	153	7,822	35.4%
平成18年度	22,090	7,447	146	64	7	152	7,816	35.4%
平成19年度	21,659	7,410	159	59		46	7,674	35.4%
平成20年度	21,498	7,481	167	61		48	7,757	36.1%
平成21年度	21,498	7,610	240	66		62	7,978	37.1%
平成22年度	21,654	7,748	274	67		139	8,228	38.0%
平成23年度	21,979	7,869	314	63		145	8,391	38.2%
平成24年度	21,880	8,071	406	75		74	8,626	39.4%

《平成24年度公立保育園在籍児童数一覧》

◆ 巻末資料2

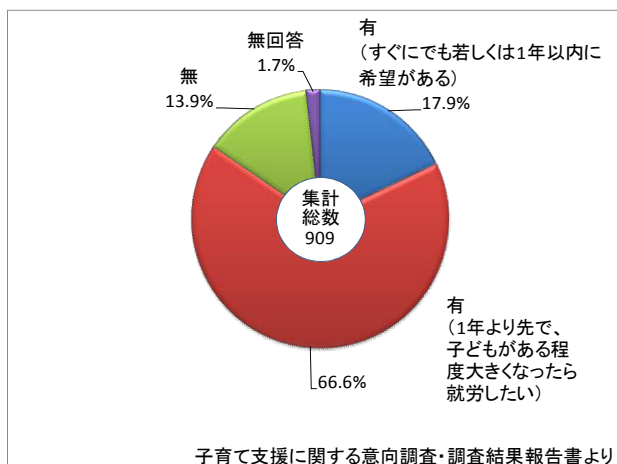
《認可保育所での多様な保育サービスの実施状況》

平成24年4月1日現在

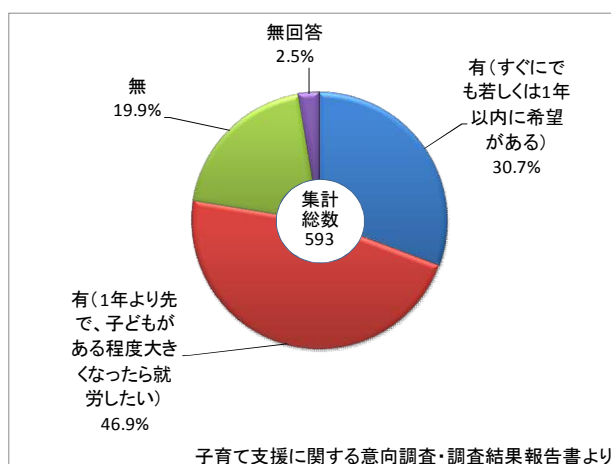
		産休明け 保育	延長保育	休日保育	一時保育	緊急一時 保育	病児・病 後児保育	子育てひろば	ふれあい 体験保育
実施園数		38	66	6	16	78	6	15	44
内訳	公立	2	29	0	0	38	0	0	38
	公設公営	5	6	5	2	6	5	0	6
	公設民営	31	31	1	14	34	1	15	

《未就労の保護者(母親)の就労希望》

就学前の児童のいる未就労の保護者



就学後の児童のいる未就労の保護者



(2) 児童館の利用状況等

本区に児童館は28館（平成24年4月1日現在）ありますが、利用者数は減少傾向が続いており、年間利用児童数は平成16年度から平成23年度の間約21万人(33.1%)減少しています。なかでも小学生の利用は約17万人(44.4%)減と減少傾向が顕著になっています。

この要因としては、児童館と利用者層が重複している放課後子ども事業（わくわくチャレンジ広場）が全校実施（対象：小学4～6年生）となり、対象児童のうち74.2%が登録していることや小学校の授業時数の増などによって、放課後の過ごし方が変化していることが考えられます。

《児童館年間利用児童数》

(単位：人)

	施設数	乳幼児	小学生	中高生	合計
平成16年度	28	186,629	378,206	56,862	621,697
平成17年度	28	186,757	343,540	45,097	575,394
平成18年度	28	178,554	312,806	39,530	530,890
平成19年度	28	173,924	262,250	39,211	475,385
平成20年度	28	176,506	244,468	41,068	462,042
平成21年度	28	157,594	221,872	36,745	416,211
平成22年度	28	160,721	213,373	29,952	404,046
平成23年度	28	172,094	210,108	33,496	415,698

《平成23年度児童館年間利用児童数一覧》

◆ 巻末資料3

《放課後子ども事業(わくわくチャレンジ広場)登録状況》

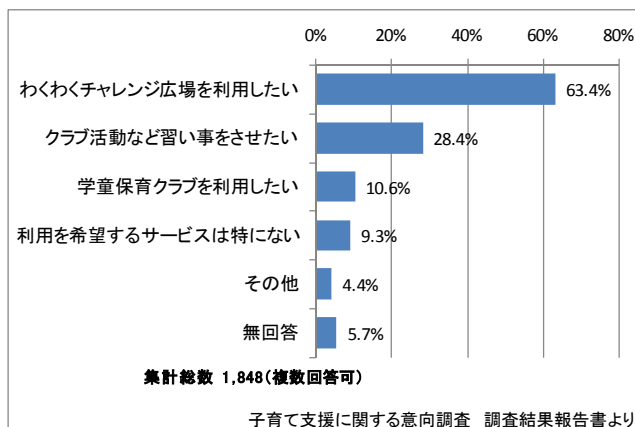
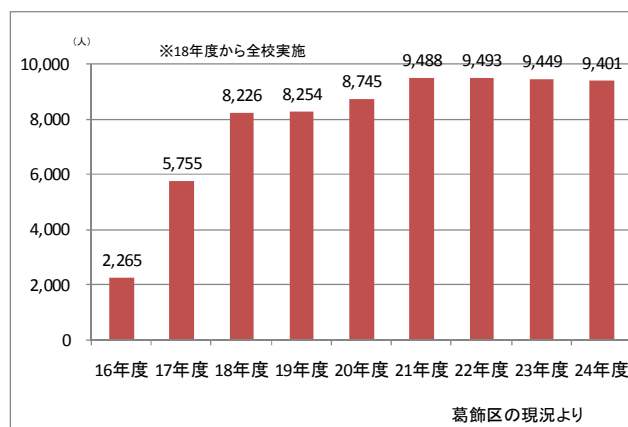
平成24年5月31日現在

対象学年	実施校数	対象児童数	登録者数	登録率
1年(※)	7	303	236	77.9%
2年(※)	11	538	444	82.5%
3年(※)	28	1,492	1,262	84.6%
4年	49 (全校)	3,401	2,838	83.4%
5年		3,405	2,467	72.5%
6年		3,524	2,154	61.1%
計		12,663	9,401	74.2%

※1～3年の対象児童数及び登録者数は、実施校のみの積算

《放課後子ども事業(わくわくチャレンジ広場)登録者数の推移》

《小学4年生以降の放課後の過ごし方に対する希望》



(3) 学童保育クラブの入会状況等

学童保育クラブの入会児童数は、着実に増え続けています。本区の公立学童保育クラブは25クラブあり、すべて児童館内に設置され、児童館と一体的に運営を行っています。一方、私立学童保育クラブは、53クラブあり、小学校内への設置を進めていることから26クラブが学校内にあります。(平成24年4月1日現在)

学童保育クラブ全体の入会児童数は増加傾向にあり、平成17年度と平成24年度(各4月1日現在)を比較すると572名増えています。平成21年に実施したアンケート調査(「子育て支援に関する意向調査」)では、就学後の児童のいる未就労の保護者(母親)における就労希望(将来の希望を含む)は77.6%を占めており、潜在的な保育需要が高いことも伺えます。

一方で、公立学童保育クラブの入会児童数は減少傾向にあり、一部の学童保育クラブではその傾向が顕著に見られます。

《学童保育クラブ入会児童数》

4月1日現在（単位：人）

	対象児童数<※>	公立	私立	合計
平成17年度	10,618	1,334	1,777	3,111
平成18年度	10,385	1,353	1,883	3,236
平成19年度	10,370	1,335	2,022	3,357
平成20年度	10,342	1,436	2,099	3,535
平成21年度	10,347	1,462	2,195	3,657
平成22年度	10,264	1,404	2,281	3,685
平成23年度	10,092	1,333	2,353	3,686
平成24年度	9,810	1,269	2,414	3,683

※区立小学校1・2・3年生の在籍児童数(5月1日現在)



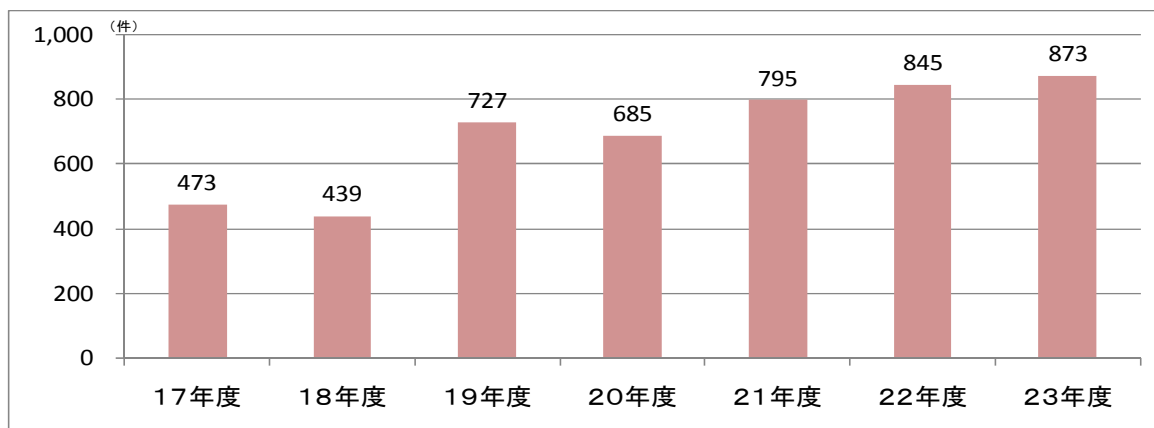
《平成24年度公立学童保育クラブ入会児童数一覧》

◆ 巻末資料4

(4) 子ども総合センター・金町子どもセンターの相談件数等

核家族化や近所づきあいの希薄化などに伴い、身近な相談相手が少なくなってきたことを背景に、子ども総合センター等に寄せられる子育てや家庭に関する新規相談受案件数は上昇傾向にあり、なかでも、児童虐待の新規相談受案件数は、平成23年度には147件となっています。児童虐待は、児童の身体的・精神的な成長に大きな影響を与えることから、早期発見・対応が課題となっています。

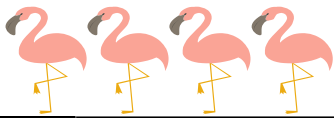
《子ども総合センター等の新規相談受案件数の推移》



《子ども総合センター等の新規相談受案件数内訳》

(単位：件)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
児童虐待相談	110	83	128	154	157	131	147
養護相談	86	62	203	204	292	361	405
保健相談	22	8	10	5	13	19	14
障害相談	8	10	25	22	27	20	22
非行相談	9	12	10	5	12	4	7
育成相談	166	217	286	240	242	267	264
その他	72	47	65	55	52	43	14
計	473	439	727	685	795	845	873



IV 施設整備にあたっての基本的な考え方

本区では、前章の「子育て支援施設を取り巻く状況」で記載した内容を踏まえて、施設の老朽化に対応しながら、待機児童の解消をはじめ子育て家庭への支援等、必要なサービスを安定的・継続的に提供していくために、子育て支援施設の職員参画のもと、施設整備にあたっての基本的な考え方や今後の子育て支援施設のあり方について、検討を進めてきました。

1 施設整備にあたって留意すべき事項

(1) 児童数の推移等

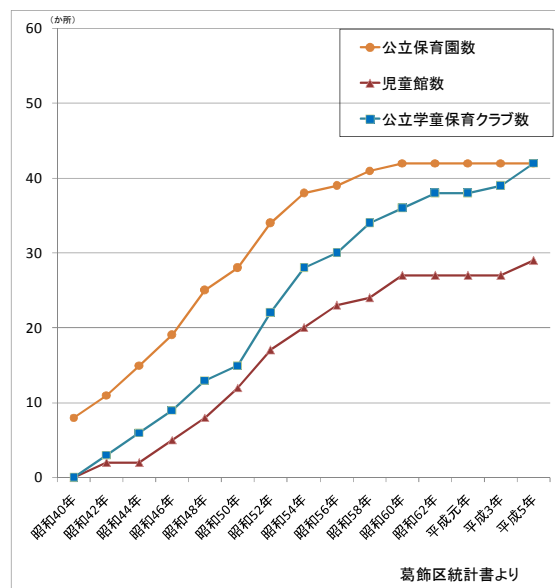
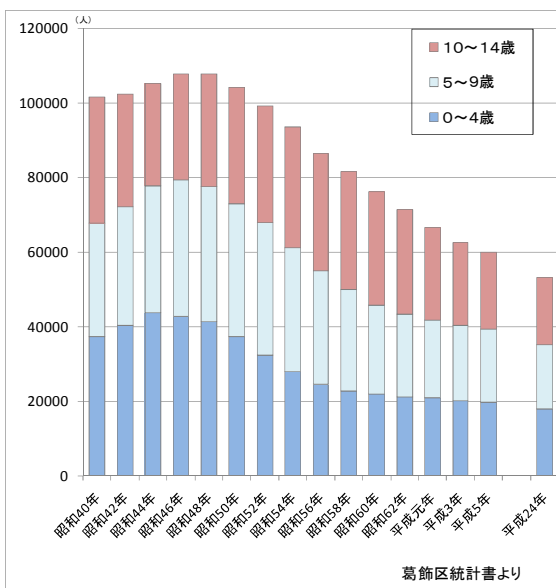
本区の15歳未満の年少人口は、第二次ベビーブームを背景として、昭和47年の107,861人をピークに、昭和40年代は10万人を超えていました。

児童数の増加に対応するために、昭和40年代、50年代には現在の施設数の9割を占める多くの子育て支援施設を建設してきましたが、平成24年の年少人口は、53,235人とピーク時に比べて半減しています。

さらに、葛飾区基本計画（平成25年度～平成34年度）における将来人口推計によると、本区の総人口は、平成28年をピークに減少傾向に転じていくと推計されています。特に乳幼児人口はピークが早く、0～4歳の年齢層では、平成23年の18,573人をピークに、平成34年には16,193人と約13%減少し、その後も緩やかに減少していくと予測されています。

児童数の減少傾向が明らかなことから、現在、利用の少ない施設は、今後、利用減少がより進むことも想定されます。そのため、施設更新にあたっては、共働き家庭の増加など、子育て家庭を取り巻く環境が昭和40年代、50年代と比べて大きく変わり、需要が変化していることを考慮しながら、サービスの拡充や縮小、内容の見直しなど、サービス提供のあり方を見直していく必要があります。

《年少人口と子育て支援施設数の推移》



《葛飾区の将来人口推計》

(単位：人)

	17年(実績)	23年(実績)	28年(推計)	34年(推計)	増減率 (23~34年)
0~4歳	18,350	18,573	17,536	16,193	-12.8%
総数	438,987	449,668	453,946	450,722	0.2%

《有配偶者女性の就業状況の推移》

(単位：千人)

	有配偶者女性 (A)	うち有業者 (B)	B/A
昭和52年度	2,712	949	35.0%
平成19年度	2,976	1,434	48.2%

「都民の就業構造」(東京都総務局)より



(2) 財源の確保

本区は、これまでも区政全般にわたる事務事業の見直しを行い、生み出した財源を子育て支援施策に重点的に配分してきました。その結果、一般会計に占める子育て関連の予算は年々増加しています。待機児童解消のための保育施設の整備や多様な需要に対応した子育て支援サービスを充実させていくためには、多くの財源を必要とします。加えて、子育て支援施設の老朽化に対応していくためには、今まで以上に多くの財源が必要となります。

《一般会計・児童福祉関連予算の推移》

(単位：千円)

	17年度	24年度	増減額
一般会計予算額	136,000,000	169,100,000	33,100,000
児童福祉関連予算額	22,058,028	31,893,480	9,835,452
(一般会計に占める児童福祉関連予算の割合)	16.2%	18.9%	

《施設整備費と運営費》

◆ 巻末資料5

(3) 公共施設の更新に関する区の方針

経済が低迷し、今後とも大きな経済成長が見込めない状況では、今ある公共施設を今後も現状の規模のまま維持し続けることは困難です。そのため、本区では、公共施設の効果的・効率的な活用を図るために、低利用率施設の見直しや施設更新の機会を捉えて、サービス内容の変更や他の行政目的への転用、周辺施設との複合化や民間事業者への移管などにより、施設の総量抑制を図ることとしています。

また、一方で公共施設の更新費用の財政負担の平準化を図るため、計画的、予防的な修繕を進めるなど、極力既存施設を維持、保全することとし、施設の長寿命化を進めることとしています。

2 子育て支援サービスにおける官民の役割分担

本区の子育て支援サービスは、これまでも、区だけではなく、多くの民間事業者の力によって支えられてきましたが、多様化する子育て支援需要に的確に応え続けるためには、効果的・効率的なサービス提供基盤を構築することが不可欠です。

公立の保育園や児童館等の子育て支援施設は、保育サービスや子どもの居場所を提供するほか、関係行政機関等とのネットワークを活かして、配慮を必要とする児童の支援などに取り組んでいます。

一方、私立保育園等の民間事業者は、就労形態の複雑化等、子育て家庭を取り巻く環境の変化に柔軟に対応しており、多様な子育て支援サービスの担い手として、本区の子育て支援施策に大きく貢献しています。

加えて、サービス提供にあたり、国や東京都の運営費補助の仕組みを活用できることから、区の財政負担の抑制にもつながっています。

子育て支援サービスを質・量ともに充実させていくためにも、官民の役割を明確にしたうえで、施設更新の機会に民営化の導入等、民間事業者の力をより積極的に活用していきます。



3 公立施設の役割

公立施設は子育て支援機能の充実を図るほか、総合的な子育て支援の中核を担い、行政機関としての特性を活かしたサービスの提供や役割を担っていきます。

(1) サービス水準の指標

区内には、公立の子育て支援施設のほかに、民間の子育て支援施設として、私立保育園34園、認証保育所12か所、学童保育クラブ53か所、子育てひろば17か所（平成24年4月現在）等があり、子育て支援サービスの担い手として、本区の子育て支援施策に貢献しています。公立施設は、区内の子育て支援サービスの質の向上の牽引役として、地域内の民間の子育て支援施設と連携を図りながら、サービス水準の維持・向上に努めるほか、率先して子育て支援に関わる先駆的課題に取り組んでいきます。

《具体例》

●「質の高いサービスの提供」

子育て支援サービスを直接提供するにあたり、地域のモデルとなるように質の確保・向上に努めます。

●「子育て支援施設を取り巻く制度等の研究」

子育て支援施設を取り巻く制度改正や施策についての研究を行い、モデル的取り組みの実践等を行います。

●「就学前保育・教育のあり方の検討（小一プロブレムへの対応）」

保育園や幼稚園、小学校と連携強化を図り、就学前の保育・教育から就学後の教育までの連続性を重視したカリキュラムの検討を進める等、小学校へスムーズに移行させる仕組みづくりに取り組みます。

●「合同研修の実施」

地域内の子育て支援施設等と連携して、合同研修を企画するなど、施設間で情報を共有しながら、職員の資質向上や専門性の向上が図れるように努めます。

(2) サービスを充実させるためのアンテナ

地域のニーズを踏まえた子育て支援サービスを提供していくためには、地域の子どもや家庭の状況等を把握し、施策に反映していく必要があります。子育て支援施

設等と情報交換を図りながら、適切な子育て支援サービスをコーディネートする役割や、国や東京都の子育て支援に関する情報を収集し、発信していく、アンテナとしての役割を担っていきます。

《具体例》

●「子育ての状況を把握するためのアンテナ」

直接運営を行うことで、また、子育て支援施設等と情報交換を図りながら、地域の子育て家庭のニーズや悩みなどの状況把握に努めて、子育て環境の充実を図るための施策に反映していきます。

●「子育てに関する情報を発信するためのアンテナ」

子ども・子育て関連3法など、国や東京都の動向等のほか、行政として把握している子育て支援に関するニーズ等を子育て支援施設等に発信し、地域全体で情報共有を図ります。

●「サービスのコーディネート（利用者支援）」

子育ての悩みや相談に関する総合的な支援の窓口として、子育て支援施設や関係行政機関と連携を図りながら、保護者が地域のなかで適切なサービスを利用できるようにコーディネートします。

(3) 配慮を必要とする子どもと家庭への支援の充実

障害や課題のある子どもとその家庭への支援や児童虐待の発見・未然の防止には、子育て支援施設を中心として、地域の中でのきめ細やかな対応が必要になります。学校や保健所、子ども発達センター等、他の行政機関と定期的な連絡会を行うなど、連携を強化することで、地域の中で援助が必要な児童や家庭等の早期発見に努めていきます。また、適切なケアが行えるように、初期相談から専門機関へのコーディネートが必要とするケースなど、段階を分けた見守りや支援を実施していくことで、各機関の専門分野を活かした総合的な支援体制の充実を図っていきます。

《具体例》

●「継続した発達・子育て支援」

在宅の子育て家庭も含めた、障害や課題のある子どもの就学前から就学後へ続く、途切れのない発達・子育て支援を進めていくために、子ども発達センターや子ども総合センター等、他の行政機関との連携を強化し、早期発見・早期支援をはじめ、発達段階に応じた適切な支援に取り組みます。

●「障害や課題のある子どもへの支援」

保育園や幼稚園等を利用している障害児等が集団生活に適應できるような支援や受入側である保育園等の職員の支援を行う仕組みづくりを、子ども発達センター等との連携協力により検討します。

●「児童虐待の早期発見・支援」

子ども総合センターや子育て支援施設等と連携を図りながら、児童虐待の未然防止に努めます。この連携のなかで早期把握、早期支援に努めるほか、子育てについての不安や悩みなどを解消するため、相談業務の充実に取り組みます。

●「乳幼児健診事業との連携」

4か月児健診や1歳6か月児健診、3歳児健診など、母子保健事業との連携を図ることにより、児童虐待や発達障害等にかかる早期発見・早期支援につなげるほか、子育てなどに関する相談を育児状況の把握や適切な支援につなげます。

(4) 災害時等の対応の強化・支援

大規模地震や火災等の不測の事態が発生した場合でも、子育て支援施設では、保護者への引き渡しを終えるまで、子どもの安全を最優先に業務を継続しなければなりません。災害時に子育て支援施設が共通の安全対策等が図れるような取組みを行うほか、災害や新型インフルエンザ等の感染症の発生により、子育て支援施設の業務継続が難しい場合には、緊急避難対応場所としての役割を担うなどの支援を行っていきます。

《具体例》

●「災害時対応のマニュアル」

災害時に子育て支援施設が共通の安全対策等が図れるように、災害時の対応や予防体制等に関する検証を進めて、子育て支援施設等が参考となるような統一的なマニュアルを整理します。

●「災害時の備蓄確保」

災害時に、地域内の子育て支援施設と連携を図りながら、非常食や災害用物品等を、各施設に対して提供が行えるように、施設・物資面の整備を行います。

●「緊急時の子育て支援施設への支援」

災害や新型インフルエンザ等の感染症の発生により、地域内の子育て支援施設が臨時休業等の措置を講じる場合には、緊急避難場所としての役割を担うなどの支援を行います。

(5) 子育て支援機能の強化

保育園や児童館では、これまでも乳幼児保育事業、のびのび広場事業、児童健全育成事業など、さまざまな事業を行ってきましたが、地域内の子育て家庭への支援を、よりきめ細かに、より効果的に行うために、0歳から18歳までの子どもやその保護者を対象にした、これらの機能を集約・強化していきます。また、ネットワークづくりの拠点として、子育て支援施設や保護者、地域団体との情報交換や交流の場を提供するほか、地域の子育て経験者がその経験等を活かし、子育て中の保護者を支援していけるような場を提供したり、ボランティアの育成を図るなど、地域の子育て力の向上に取り組んでいきます。

《具体例》

●「障害児保育の充実」

研修等により、職員の資質向上に努めるほか、保育環境を整備することにより、障害等のある子どもが一人ひとりの状況に応じて適切な保育を受けられるよう、保育体制の充実を図ります。

●「ひろば機能の充実」

児童館では、午前中を中心に0歳からの乳幼児とその保護者が楽しく遊んだり、親同士が気軽に交流できる「のびのび広場事業」を行っていますが、一日とおして、親子で安心して遊べるように、乳幼児専用スペースの確保・拡充を行うほか、子育て講座等の充実を図ります。

●「子育てに関する総合窓口の設置」

子育て不安を解消し、安心して子育てができるように、子育て支援施設や関係行政機関と連携を図りながら、総合的に支援を行うことができるよう、子育てに関する総合窓口の設置を検討します。

●「子育て支援ネットワークの構築」

地域内の子育て支援施設や関係行政機関、地域団体、民生委員等が一層の連携を深めるため、情報交換や交流の場を設けるなど、ネットワークの仕組みづくりを進めるほか、協働して子育て講座、子育てフォーラムなどの開催に取り組みます。

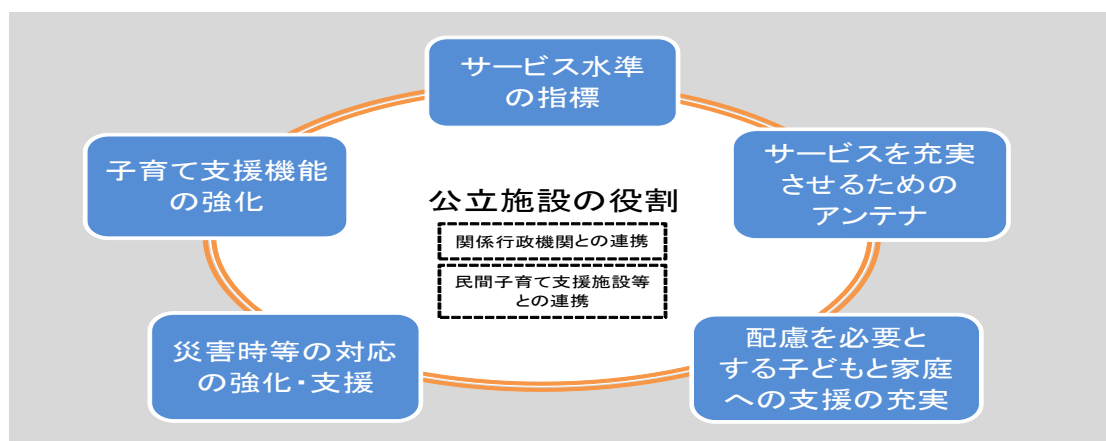
●「子育てボランティアの育成・支援」

地域の子育て経験者がその経験等を活かし、子育て中の保護者を支援していただけるような場を提供するほか、ボランティアの育成・支援を図り、協働して地域の子育て支援のニーズに対応していきます。

●「子育てサークルの育成・支援」

子育て中の保護者同士の仲間づくりの場を提供するほか、子育てに関する活動を展開するサークルを立ち上げるための支援や、自主的な活動へ発展するまでの側面的な支援を行います。

《公立施設の役割のイメージ》



4 効果的・効率的な施設更新

多額の費用を必要とする施設更新を着実に実施しながら、今後も多様な需要に対応した子育て支援サービスを提供していくために、民営化により国や東京都の補助制度（民間事業者を対象）を最大限に活用して、区の財政負担をできる限り抑えるとともに、子育て支援サービスの需給状況等を勘案し、適正規模の建替えや他の行政目的への転用を図るなど、効果的・効率的な施設更新を進めていきます。



V 施設整備のイメージ

公立の施設は、施設更新にあわせて、保育園や児童館の機能等に加えて、前章の3で掲げた「公立施設の役割」を担うための施設として整備していきます。また、今後とも、民間事業者の協力を得ながら、子育て支援サービスの充実を図っていきますが、児童数が減少傾向にあるなかで、現在、需要の高いサービスであっても、将来、需要が減少していくことも想定されます。そうした状況に備えて、公立施設の一部をサービスの需給調整の役割を担うための施設として整備していきます。なお、公立として施設更新を行

う施設を除く、保育園や児童館等についてはサービスの需要等を踏まえながら、民営化や他の行政目的への転用等の検討を行っていきます。

1 各施設における整備のイメージ

(1) 保育園

① 公立として施設更新を行う施設

ア 地域の拠点施設

保育園や児童館の機能に加えて、民間子育て支援施設や関係行政機関との連携の拠点等、公立施設が子育て支援施設の中核を担い、前章の3で掲げた行政機関としての特性を活かしたサービス提供等を行っていくためには、各地域にその役割を担う拠点施設をバランス良く整備していく必要があります。

現在、児童館は区内を7つの地域に分けて、一般の児童館機能に子育て支援施設や関係行政機関等との連携を強化した「基幹型児童館」を地域内に1か所、拠点として設置しています。今後、整備する拠点施設は、基幹型児童館で培ってきた連携の仕組み等を活かすためにも、基幹型児童館（保育園併設）の施設更新にあわせて、区内7か所に整備していきます。

《基幹型児童館配置図》

◆ 巻末資料6

イ サービスの需給調整の役割を担う施設

保育園の施設更新にあわせて、将来のサービスの需給調整に対応できるように、今後も需要が見込まれる保育サービスの提供施設を7つの地域内に各1～2か所程度整備していきます。なお、本施設は将来のサービス需給調整への対応等を踏まえて、機能や利用形態の転換対応が可能なスケルトン・インフィル分離方式^(※)の導入等を検討します。

(※) 建物のスケルトン（柱・梁・床等の構造躯体）とインフィル（間取り・内装・設備等）とを分離した設計・工法にすることで、設備の老朽化や間仕切りなどの変更が必要になった場合、構造躯体は残したまま、比較的容易に内装や間取り、設備等を改変できる手法。

② 民営化して施設更新を行う施設

乳幼児人口は平成17年度以降、ほぼ横ばいの状況が続いていますが、保育需要は上昇傾向が続いています。今後、乳幼児数は減少傾向が続くことが推測されますが、東京都が潜在的な需要も含めて見込んでいる保育ニーズ量^(※)を踏まえれば、本区においても保育需要は当面、上昇傾向が続くものと思われます。保育の需要に的確に corres 応するためにも、施設更新にあわせて保育園を民営化（公立として更新する保育園を除く）し、国や東京都の補助制度を活用した民間事業者による施設整備、運営に移行します。また、民間事業者に移行する際には、多様な需要に対応できるように、2時間以上延長保育の実施や保育定員の見直し等、保育サービスの拡充を検討していきます。



(※) 《東京都における保育サービスの量的拡充目標》

「東京都保育計画（平成22～26年度）」では、平成29年度時点において、潜在的なニーズも含めて、保育ニーズ量を就学前人口の44%と見込んだ目標を掲げています。本区の就学前人口に占める保育サービスの定員数の割合は平成24年4月現在、40.8%となっており、東京都が見込んでいるニーズ量を下回っています。今後、保育所の整備を進めながら、東京都の見込んでいるニーズ量の実現に向けて取り組んでいきます。

なお、目標とするニーズ量については、国や東京都等の動向を踏まえながら、適宜見直すほか、需要の減少が著しい地域が発生している場合には、当該園の定員充足率、地域の待機児童数や保育園の配置等も考慮したうえで、施設更新にあわせて、他の行政目的への転用等を検討していきます。

(2) 児童館

児童館の主な利用者は、乳幼児（保護者）、小学生、中高生ですが、利用者の9割を占める乳幼児、小学生については、それぞれ、民間子育てひろば、放課後子ども事業（わくわくチャレンジ広場）と利用者層が重複していること等もあり、年間利用児童数は減少しており、特に小学生の利用は大幅に減少しています。しかしながら、7か所設置している基幹型児童館は、子育て支援施設や関係行政機関等との連携強化を図っているほか、乳幼児を中心に育児不安の解消等を目的とした事業を行うなど、在宅家庭の子育てを支援するための中核を担っています。そのため、役割を見直して、児童館機能の集約及び強化を図り、「(1) 保育園」における「地域の拠点施設」として整備します。

また、児童館で行っている、のびのび広場事業は、利用者は減少しているものの、誰もが仕事と生活を大切にしたい暮らしを営むことができるよう、ワークライフバランスの実現に向けた取り組みとしても有意義であるうえ、私立保育園等で実施している子育てひろば事業と同じく、在宅で育児を行っている子育て家庭を対象にしており、子育てひろば事業と同様に、当面、需要が見込まれます。

そのため、保育園との複合化を図り、7つの地域内に各1～2か所程度整備することで、子育てひろば事業の長期的なサービスの需給調整に対応できるようにしていきます。なお、その他の児童館は施設更新の時期や需要減少が著しい場合に他の行政目的への転用等の検討を行っていきます。

(3) 学童保育クラブ

学童保育クラブの対象児童数（小学1～3年生）は、平成17年度以降、横ばいの状況が続いていますが、入会児童数は上昇傾向にあります。今後、対象児童数は減少傾向が続くことが推測されますが、保育園と同様に潜在的な需要を考慮すれば、保育需要は当面、上昇傾向が続くものと思われます。保育の需要に的確にこたえていくためにも、今後とも私立学童保育クラブの小学校内等への設置を進めていきます。

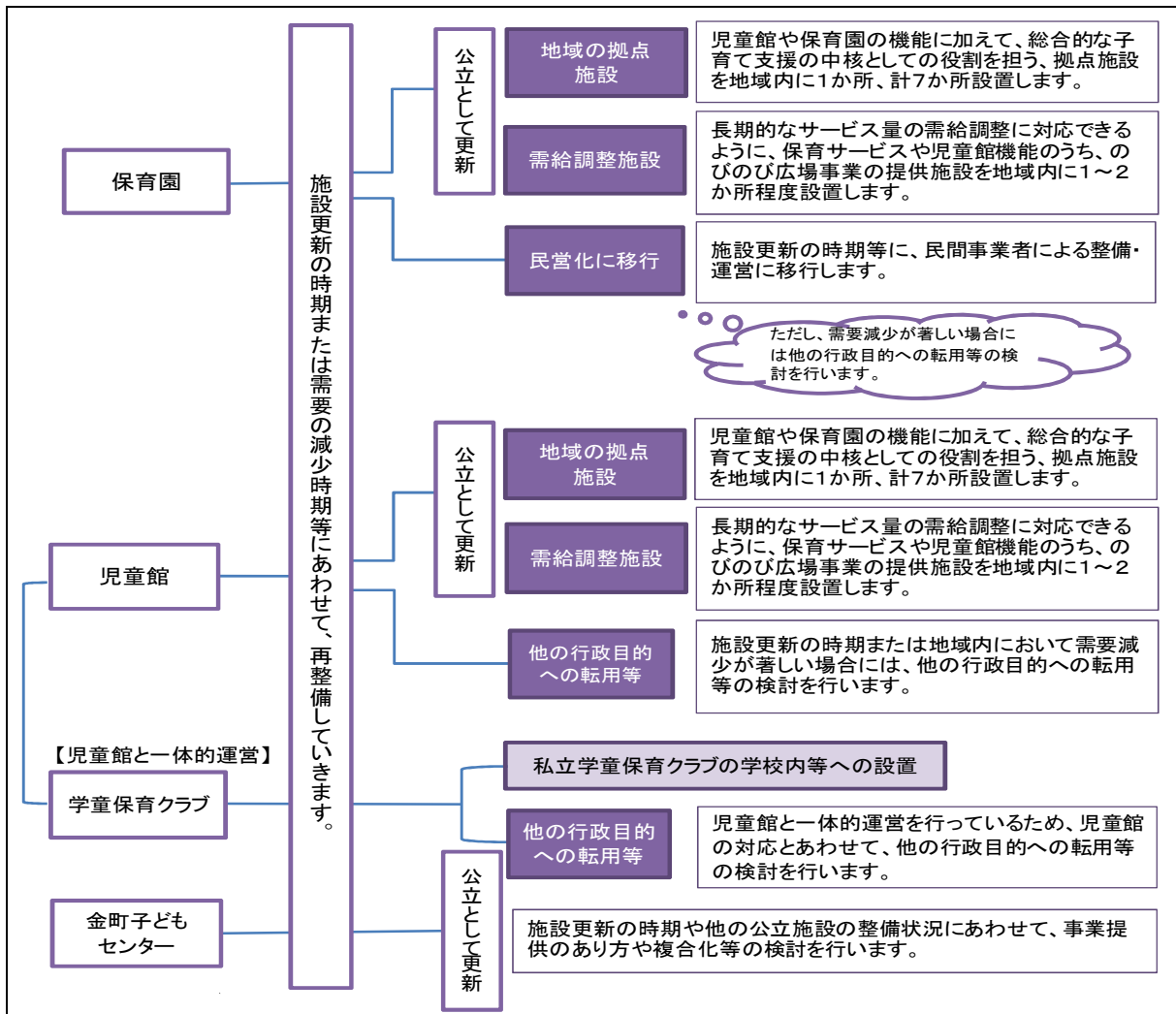
一方で、公立の学童保育クラブは児童館内にあり、一体的な運営を行っているため、児童館の対応とあわせて、また、私立学童保育クラブの小学校内等への設置が進み、入会児童数の減少傾向が顕著なクラブもあることから、需要減少が著しい場合に他の行政目的への転用等の検討を行っていきます。

(4) 金町子どもセンター

本区では、子ども総合センターを中心に保健所、学校、保育園等関係機関が連携して、児童虐待の早期発見・早期対応に取り組んでいます。また、子ども総合センターや金町子どもセンターでは、児童虐待などの深刻な事態を未然に防ぐための相談業務を行っており、育児不安や孤独感、子どもの発達などに悩む保護者の相談が多く寄せられています。

金町子どもセンターは、子育てひろば等、子育て家庭の交流の場を提供するほか、要保護児童に対する支援のネットワークの一翼を担う機関として、今後も公立で運営を行いますが、施設更新や他の公立施設の整備状況にあわせて、効果的な事業提供のあり方や他の公立施設との複合化を検討していきます。

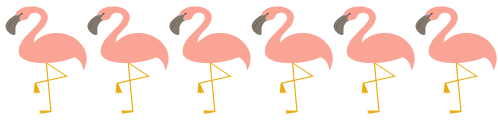
《施設更新のイメージ》



2 既存施設の長寿命化及びサービス拡充の取組み

既存の保育園や児童館等は、施設更新の時期等を迎えるまでの間、子どもが安心・安全に利用できるように施設の環境整備を行うほか、適切な時期に計画的な大規模工事を実施するなど、維持、保全を図ることで、施設の長寿命化を進めていきます。

また、前章の3で掲げた「公立施設の役割」を担うための仕組みづくりの検討を進めるほか、整備方針の着実な実施による財源の確保に努めながら、既存施設で対応可能な子育て支援サービスの充実や子育て世代の方々が必要とする子育て支援施策等についての検討を進めていきます。



VI 施設整備の進め方

1 整備計画の策定

区では公共施設の効果的・効率的な活用を検討するための基礎資料として「施設白書（平成23年度版）」を策定しています。そのなかで、建設経費を推計するための建替え時期については、長寿命化の取組みや標準的な耐用年数を考慮して、建築後60年としています。子育て支援施設は平成25年3月現在、建築後50年（建替え中の保育園を除く）を超える施設はありませんが、子育て支援施設の多くが昭和40年代から50年代に建設されていることから、施設整備に掛かる区の財政負担を考えると、同じ時期に集中して施設整備を行うことは難しいため、整備計画を策定して順次、進めていく必要があります。

整備計画は、多額の経費を掛けて施設更新等を行った施設が20年後には利用が激減するといったことがないように、施設の老朽化の状況や利用状況、地域内のサービス需給状況や建替えの際の代替地の確保等を総合的に勘案しながら、社会情勢の変化にも対応できるよう、概ね5か年を単位として策定していきます。



2 各施設における施設整備の進め方

(1) 保育園

施設整備を進めるにあたっては、以下の基準により、対象園を選定、整備方法を検討して、計画を策定していきます。

① 対象（全ての基準に該当）

- ◇ 老朽化の進行が懸念される保育園（概ね築45年以上となる保育園）
- ◇ 周辺に代替地（仮園舎用地）を確保できる保育園

② 整備の方法

各保育園ともに、施設更新の時期にあわせて、地域の拠点施設、サービスの需給調整施設、民営化する施設等に整備していきます。また、施設更新を行う際は、新施設が完成するまでの間、近隣に代替施設を確保して、保育を継続します。

ア 地域の拠点施設

基幹型児童館を併設する保育園（7か所）の施設更新の時期にあわせて整備していきます。

イ サービスの需給調整施設

保育園（前記アの施設として整備する保育園を除く）の施設更新の時期において、当該保育園のある地域内の保育サービス需給状況や地域内の公立保育園の配置バランスを踏まえて、各地域（7地域）に1～2か所程度、保育園を整備していきます。

ウ 民営化する施設

保育園（前記ア、イの施設として整備する保育園を除く）の施設更新の時期にあわせて、民間事業者による整備、運営に移行していきます。

【民営化する場合の対応】

(ア) 在園児への対応

公立保育園から民間事業者に運営主体が変更することは保育環境の変化を伴います。そのため、民営化する場合は、計画発表時の在園児の卒園を待って移行するなど、できる限り円滑な移行に努めます。

(イ) 民営化の場合の手法等

公立保育園を民営化する場合、民営化後も質の高い保育を安定的・継続的に提供できる事業者を選定する責任があります。

区では、公立保育園5園に民営化（公設民営化）を導入していますが、その際に子どものことを最優先に、事業者の選定から引継ぎにおける円滑な取組みを確保するための指針として、基本的な事項を定めた「区立保育園民営化のガイドライン」を作成し、民営化を進めてきました。

また、民営化の導入後、学識経験者等を交えて該当園の保育内容等の検証を行いました。その際に、ガイドラインに基づく円滑な民営化の導入に関する評価を受けましたが、一方では民間事業者の特色を運営に活かすための仕組みづくり等に関して意見を頂いています。このたびの民間事業者への移行にあたっては、こうした取組み、ガイドラインの内容や検証結果等を参考にしながら、進めていきます。

◇ 民営化の手法

公立保育園を民営化する場合、大きく分けて、設置・運営ともに民間事業者に移行する民設民営化と設置主体は区のみで、運営を委託する公設民営化の二つの方法があります。このたびの民営化は、国や東京都の整備費補助の仕組みを活用し、効果的・効率的に施設更新を進めていくことや、民間事業者の特色や柔軟性をより活かしていくために、民設民営化の手法とします。

◇ 運営主体

公立保育園5園の民営化導入の際に、社会福祉法人が持つ公共性・公益性に安心感を持っている保護者の方が多かったほか、民営化導入園の検証結果等では、公立保育園から引き継いだ内容に、創意工夫を加えている社会福祉法人の保育内容等に対して高い評価を得ています。こうしたことを踏まえて、公立保育園を民間事業者として整備する場合の運営主体は社会福祉法人を基本とします。

(ウ) 保育園運営の引継ぎ

民営化する場合、運営主体の変更に伴う保育環境の変化ができるだけ在園児の負担とならないようにしていきます。1年程度の引き継ぎ期間を設けて、園児に関する引継ぎをきめ細かく行うとともに、公立保育園の保育内容についても十分確認してもらいながら、民間事業者の特色を活かせる環境づくりを行っていきます。

(2) 児童館

施設整備を進めるにあたっては、以下の基準により、対象館を選定、整備方法を検討して、計画を策定していきます。

① 対象（いずれかの基準に該当）

- ◇ 老朽化の進行が懸念される児童館（概ね築 45 年以上となる児童館）
- ◇ 需要減少の著しい児童館
- ◇ 併設する保育園等の整備が予定されている児童館

② 整備の方法

各児童館ともに、施設更新の時期にあわせて、地域の拠点施設、サービスの需給調整施設として整備するほか、他の行政目的への転用等（需要減少の著しい場合を含む）を検討していきます。なお、拠点施設等、公立の施設を整備するにあたり、近隣に代替施設を確保できた場合には、代替施設において業務を継続します。

ア 地域の拠点施設

基幹型児童館(保育園併設)の施設更新の時期にあわせて整備していきます。

イ サービスの需給調整施設

児童館（前記アの施設として整備する児童館を除く）の施設更新の時期において、当該児童館のある地域内の子育てひろば事業の需給状況や配置バランスを踏まえて、各地域（7地域）に1～2か所程度、子育てひろば（保育園と複合化）を整備していきます。

ウ 他の行政目的への転用等

児童館（前記ア、イの施設として整備する児童館を除く）の施設更新の時期あるいは需要減少の著しい場合に、他の行政目的への転用等を検討していきます。なお、その場合は、当面、上昇が見込まれる保育需要に対応していくために、民間事業者による学童保育クラブや保育園等の用地（建物）として転用していきます。

(3) 学童保育クラブ

公立の学童保育クラブは児童館内にあり、一体的な運営を行っていることから、児童館の対応とあわせて、また、需要減少が著しい場合には他の行政目的への転用等を検討していきます。転用等を進めるにあたっては、以下の基準により、対象クラブを選定して計画を策定していきます。

① 対象（いずれかの基準に該当）

- ◇ 併設する児童館の整備が予定されている学童保育クラブ
- ◇ 需要減少の著しい学童保育クラブ

② 方法

各学童保育クラブともに、児童館の対応とあわせて、あるいは需要減少の著しい場合に、他の行政目的への転用等を検討していきます。

【転用等の場合の対応】

他の行政目的への転用等を行う場合には、計画発表時に在籍している児童の卒所を待って転用するなど、できる限り円滑な移行に努めます。


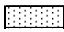
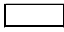
(4) 金町子どもセンター

金町子どもセンターは、施設の維持・保全を図ることで、長寿命化を進めていくほか、施設更新等にあわせて、効果的な事業提供のあり方や整備の計画を検討していきます。

資料1 子育て支援施設建設年次一覧

平成24年7月1日現在

		施設名						
昭和36年	双葉保育園 (建替中)							
昭和37年								
昭和38年								
昭和39年								
昭和40年	亀が岡保育園							
昭和41年	児童会館 (西新小岩学童)							
昭和42年	木根川保育園	東立石保育園	金町子どもセンター					
昭和43年	本田保育園	半田保育園	西亀有保育園					
昭和44年	東新小岩保育園	南堀切保育園						
昭和45年	小菅児童館	小菅保育園	宝保育園					
昭和46年	細田児童館	新小岩児童館	新小岩保育園	住吉保育園				
昭和47年	白鳥児童館 (白鳥学童)	梅田児童館 (梅田学童)	小松保育園	白鷺保育園	梅田保育園	白鳥保育園		
昭和48年	渋江児童館 (渋江学童)	渋江保育園	細田保育園					
昭和49年	柴又児童館 (柴又学童)	二上保育園						
昭和50年	南奥戸児童館 (南奥戸学童)	南新宿児童館 (南新宿学童)	新水元児童館 (新水元学童)	中道児童館 (中道学童)	上平井保育園	南奥戸保育園	南新宿保育園	新水元保育園
昭和51年	幸田児童館 (幸田学童)	東金町児童館 (東金町学童)	堀切児童館 (堀切学童)	幸田保育園	堀切保育園	南鎌倉保育園		
昭和52年	鎌倉児童館 (鎌倉学童)	道上保育園	小菅東保育園					
昭和53年	東堀切児童館 (東堀切学童)	花の木児童館 (花の木学童)	東堀切保育園	花の木保育園	会野保育園	西新小岩保育園		
昭和54年	青戸児童館 (青戸学童)							
昭和55年	宝町児童館 (宝町学童)	中青戸保育園	東半田保育園					
昭和56年	青戸中央児童館 (青戸中央学童)	亀有児童館 (亀有学童)	たつみ保育園					
昭和57年	末広児童館 (末広学童)							
昭和58年	小谷野しょうぶ保育園							
昭和59年	西奥戸児童館 (西奥戸学童)	新柴又児童館 (新柴又学童)	東奥戸児童館 (東奥戸学童)	南白鳥保育園				
昭和60年								
昭和61年								
昭和62年								
昭和63年								
平成元年								
平成2年								
平成3年	高砂児童館 (高砂学童)							
平成4年	西亀有児童館 (西亀有学童)	青戸保育園						

-  児童館（学童保育クラブ）
-  金町子どもセンター
-  保育園

※ 築20年以上の施設を記載

資料2 平成24年度公立保育園在籍児童数一覧

平成24年4月1日現在

地 域	園 名 (◎公設民営)	ク ラ ス					計
		0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4、5歳	
立 石 四つ木	本田 ◎	/	17	22	24	48	111
	梅田	12	20	20	24	50	126
	立石駅前	6	10	10	/	/	26
	東立石	15	18	30	29	56	148
	木根川	/	15	19	21	41	96
	渋江	14	15	18	23	46	116
小 堀 菅 切	四つ木	8	10	16	18	39	91
	宝	11	17	21	23	46	118
	堀切	12	15	18	17	44	106
	南堀切	/	17	22	18	35	92
	小谷野しょうぶ ◎	7	10	11	12	23	63
	双葉	7	11	15	14	31	78
	東堀切	10	15	18	23	49	115
	小菅	/	18	22	20	36	96
	小菅東	11	15	18	21	48	113
青 戸 亀 有 お花茶屋	西亀有	/	20	21	23	45	109
	道上	12	17	17	21	46	113
	南白鳥	12	15	16	19	36	98
	白鳥	12	16	18	24	48	118
	中青戸 ◎	12	15	30	30	58	145
	青戸	15	17	30	29	57	148
奥 戸 新小岩	南奥戸	7	15	17	19	38	96
	会野	12	15	18	23	42	110
	小松	/	14	18	17	32	81
	新小岩	12	18	22	30	57	139
	東新小岩	/	16	20	24	42	102
	二上	12	20	24	24	46	126
	たつみ ◎	9	15	18	17	48	107
	西新小岩	9	13	15	17	40	94
上平井	11	20	24	25	52	132	
高 鎌 細 砂 倉 田	南高砂	/	/	5	9	17	31
	東高砂	/	15	12	7	33	67
	南鎌倉	6	12	16	15	31	80
	細田	5	15	17	18	41	96
柴 又 新 宿 金 町	住吉 ◎	9	14	17	20	42	102
	白鷺	/	14	22	24	50	110
	南新宿	6	15	17	23	47	108
水 元 東金町	亀が岡	/	10	12	25	50	97
	半田	5	20	24	24	49	122
	東半田	7	15	18	23	48	111
	新水元	12	20	24	24	50	130
	幸田	10	15	18	24	50	117
	小合 ◎	9	15	24	24	48	120
	花の木	12	15	18	24	50	119
計		329	664	832	913	1,885	4,623

*児童館の地域ブロックで分類

※0歳児には予約入所児童を含む

資料3 平成23年度児童館年間利用児童数一覧

地 域	館 名 (☆基幹型)	利 用 対 象				計
		乳幼児	小学生	中学生	高校生	
立 石 四つ木	梅田	4,211	5,915	616	96	10,838
	渋江 ☆	7,975	9,714	479	175	18,343
小 菅 堀 切	宝町	4,509	4,092	520	404	9,525
	堀切	3,742	5,385	424	149	9,700
	東堀切	4,813	7,204	379	206	12,602
	小菅 ☆	9,029	12,062	2,351	102	23,544
青 戸 亀 有 お花茶屋	中道	3,971	8,998	736	27	13,732
	西亀有	6,310	6,549	776	337	13,972
	亀有	5,454	8,545	381	119	14,499
	白鳥 ☆	7,922	10,803	1,471	88	20,284
	青戸	7,319	4,769	356	19	12,463
	青戸中央	5,424	5,431	721	418	11,994
奥 戸 新小岩	西奥戸	5,007	6,349	456	44	11,856
	南奥戸	5,201	6,046	253	2	11,502
	東奥戸	3,877	5,664	263	2	9,806
	新小岩	6,408	7,700	295	138	14,541
	児童会館 ☆	15,682	9,448	3,589	3,443	32,162
高 砂 鎌 倉 細 田	鎌倉	4,376	8,201	4,848	2,348	19,773
	細田 ☆	7,563	11,313	629	90	19,595
柴 又 新 宿 金 町	高砂	5,137	3,404	107	90	8,738
	柴又	5,534	4,437	209	9	10,189
	新柴又	8,085	5,816	311	0	14,212
	末広	5,694	9,035	789	79	15,597
	南新宿 ☆	5,339	6,326	430	90	12,185
水 元 東金町	東金町	4,552	11,658	342	17	16,569
	新水元 ☆	7,620	8,973	1,554	140	18,287
	幸田	5,004	9,350	996	105	15,455
	花の木	6,336	6,921	460	18	13,735
計		172,094	210,108	24,741	8,755	415,698

資料4 平成24年度公立学童保育クラブ入会児童数一覧

平成24年4月1日現在

地 域	クラブ名	学 年						計
		1 年	2 年	3 年	4年(障)	5年(障)	6年(障)	
立 石 四つ木	梅田	25	34	20	0	0	1	80
	渋江	32	16	22	0	0	0	70
堀 小 切 菅	宝町	23	21	24	0	0	2	70
	堀切	14	27	19	0	0	0	60
	東堀切	3	2	4	1	0	0	10
青 戸 亀 有 お花茶屋	中道	2	4	3	1	1	0	11
	西亀有	20	22	19	0	0	0	61
	亀有	22	25	14	1	0	1	63
	白鳥	28	18	17	0	0	0	63
	青戸	20	23	7	0	0	0	50
	青戸中央	20	21	18	0	0	0	59
奥 戸 新小岩	西奥戸	23	20	25	1	0	1	70
	南奥戸	15	16	3	0	0	0	34
	東奥戸	6	3	2	0	1	0	12
	西新小岩	22	29	11	0	0	1	63
鎌倉・細田	鎌倉	7	12	14	0	0	0	33
柴 新 金 又 宿 町	高砂	24	32	21	0	0	0	77
	柴又	27	12	11	0	0	0	50
	新柴又	15	15	13	0	0	0	43
	末広	18	7	15	0	0	0	40
	南新宿	20	14	18	1	0	0	53
水 元 東金町	東金町	11	22	26	0	0	0	59
	新水元	14	12	12	1	0	1	40
	幸田	15	25	16	0	0	0	56
	花の木	5	16	20	0	0	1	42
計		431	448	374	6	2	8	1,269

*児童館の地域ブロックで分類

資料5 施設整備費と運営費

建替えや運営に掛かる経費を試算するにあたっては、子育て支援施設のなかでも、建替えや運営等に要する区の経費負担が大きい保育園を例にあげて、民間事業者（私立保育園）と比較をしています。

◆ 施設整備費

公立保育園と私立保育園の建替えに掛かる区の負担額を比較すると、公立保育園に掛かる区の負担額は、私立保育園に比べて6倍を超える経費負担になると想定されます。私立保育園の場合は、現行、国等（安心こども基金等）からの補助制度がありますが、公立保育園には、国等の補助制度がないことがその要因となっています。

区分	定員	施設整備費	安心こども基金補助基準額			区負担額
公立		257,556	対象外			施設整備費と同じ
私立	101～130名	/	195,800			40,792
			負担内訳	国負担額	130,533	
				都負担額	24,475	
				区負担額	40,792 (区単独加算24,475を含む)	

※定員・・・安心こども基金の区分を採用

※施設整備費

（公立）直近で区が建替えを行った施設（定員107名）の建築工事に相当する費用

（私立）保育園ごとに施設整備費は異なるが、定員101～130名の場合の安心こども基金の定員による補助基準額は195,800千円が上限となる。（本体工事費（外構工事は含まない）を対象）

※国等からの補助制度・・・安心こども基金（待機児童ゼロ計画を含む）及び、都単独補助[平成24年12月28日現在]

※安心こども基金補助基準額・・・（私立）定員101名から130名の場合の補助基準額。区負担額には安心こども基金補助基準額における区負担分に、区の単独加算分（独立行政法人福祉医療機構からの借入金の返済金についての補助）も含む。

◆ 運営費

平成23年度における、園児1人当たりの公立保育園と私立保育園の運営費を比較すると、公立保育園は184万4千円、私立保育園は104万5千円となっており、公立保育園は、私立保育園の約1.8倍の経費が掛かっています。保育園の運営費は、利用者から徴収する保育料収入、国等からの負担金により賄われていますが、公立保育園の運営に掛かる経費については平成16年度に一般財源化されており、国等からの補助がないため、全額区の負担となっていることもその要因のひとつとなっています。

平成23年度実績

単位：人、千円

区分	在籍園児数	歳出額 (人件費、運営扶助費等)	歳入額 (保育料、国庫負担金、都支出金)	区負担額	園児1人当たり
公立	4,624	9,402,976	876,328	8,526,648	1,844
私立	3,316	5,387,531	1,921,020	3,466,511	1,045
計	7,940	14,790,507	2,797,348	11,993,159	

※公立歳出額は運営委託に係る経費を含む。

資料6 基幹型児童館配置図

